

東吾妻町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



平成 30 年 6 月

東吾妻町

目次

1. 計画の基本的事項	
• 計画策定の背景	1
• 計画の目的	2
• 計画の対象範囲	2
• 対象とする温室効果ガス	2
• 計画の期間	3
• 上位計画や関連計画との位置づけ	3
2. 基準年度における温室効果ガスの排出状況	
• 基準年度	4
• 温室効果ガス排出量の算定方法	4
• 基準年度における温室効果ガス排出状況	4
3. 温室効果ガスの排出削減目標	
• 温室効果ガスの排出削減目標	6
4. 削減目標達成に向けた取り組み	
• 削減目標達成に向けた5つの取り組み	7
• 管理事務局の取り組み	9
• 削減目標達成までのロードマップ	10
5. 計画の推進	
• 推進体制	11
• 進行管理	12
• 進捗状況の公表	12
参考資料	
• 対象組織一覧表	13

1 計画の基本的事項

計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。すでに世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、わが国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は、2014年に第5次評価報告書を発表し、『20世紀後半において観測された地球温暖化は、人為起源の温室効果ガスの排出が原因であった可能性が極めて高い』と報告しています。地球温暖化問題は、我が国の問題のみならず、世界規模で取り組むべき課題となっています。

このような中、2015年12月には、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)にて「パリ協定」が採択され、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を2.0℃未満にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築され、2016年11月に発効しました。これに伴い、今後、深刻化が予想される地球温暖化に対し、発展途上国を含めた世界の国々が、行動を始めることになりました。

「パリ協定」の採択を受け、我が国は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度までに2013年度比で我が国から排出される温室効果ガスを26%削減する目標を掲げました。同時に地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」は、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを約40%削減する目標を掲げました。

本町では、2014年度に第2次計画となる「東吾妻町地球温暖化対策実行計画」を策定し、職員による省エネ行動の徹底やチームマイナス6%への参加など、町の事務事業からの温室効果ガスの削減に取り組んできました。

しかしながら、国内外における地球温暖化対策に対する社会的要請の変化を受けて、明確な温室効果ガスの削減ビジョンを全庁が共有し、ビジョン達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいくための計画が必要となっていることから、この度計画を改定することとしました。



計画の目的

「東吾妻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画（事務事業編）」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、本町の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

この「実行計画（事務事業編）」は、私たち東吾妻町職員の地球温暖化対策に取り組む意志を表す宣言書であり、町民や町内事業者の温室効果ガス削減の取り組みのお手本となるべく、率先的に地球温暖化対策に取り組むための行動計画です。



計画の対象範囲

「実行計画（事務事業編）」は、町の全ての事務事業及び出先機関、指定管理者制度により施設運営を外部委託している施設を対象範囲とします。対象とする施設等は、巻末に示します。（参考資料：対象施設一覧 参照）



対象とする温室効果ガス

「実行計画（事務事業編）」で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項において規定されている以下の 7 種類とします。

ただし、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、事務事業に伴う排出がされないため、計画の算定対象外とします。

● 計画の対象となる温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源
① 二酸化炭素（CO ₂ ）	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
② メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③ 一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤ パーフルオロカーボン類（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥ 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦ 三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

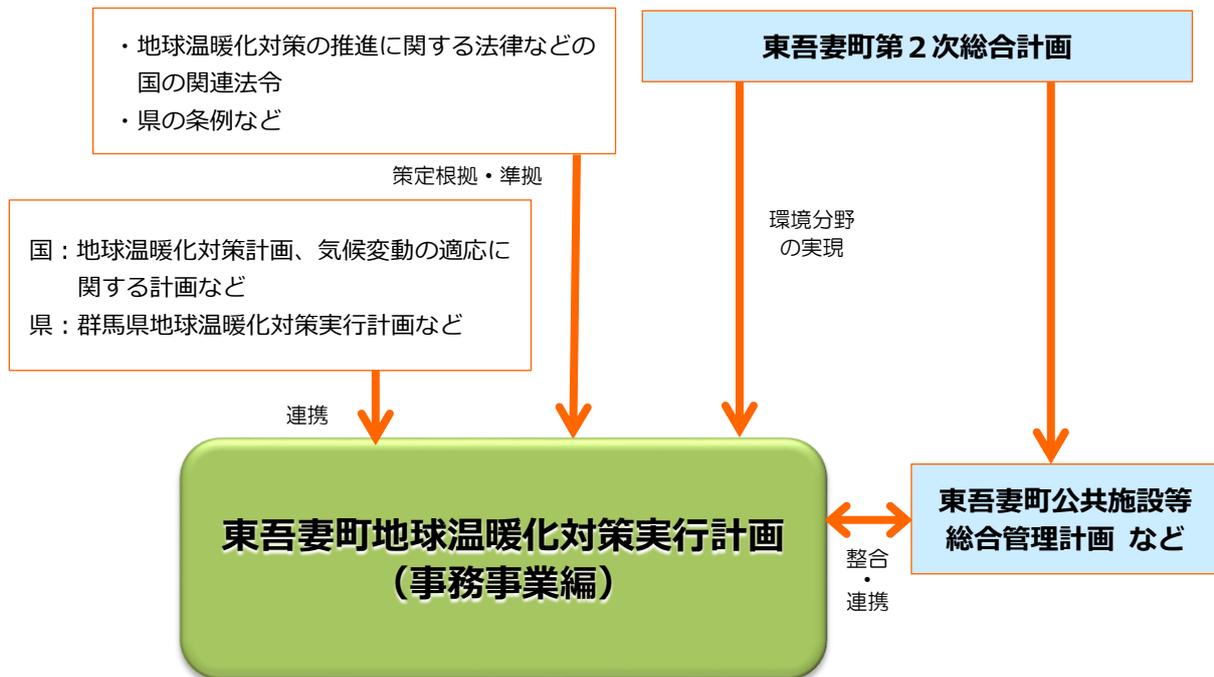
計画の期間

「実行計画（事務事業編）」の計画期間は、2018年度から2030年度までの13年間とし、中間目標年度を2022年度とします。ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、見直しを行います。

上位計画や関連計画との位置づけ

「実行計画（事務事業編）」は、温対法に基づき策定したものであり、「東吾妻町第2次総合計画」に掲げる環境分野の実現に係る施策等を具体化した計画です。

● 「実行計画（事務事業編）」の位置づけ



2

基準年度における温室効果ガスの排出状況

基準年度

国の地球温暖化対策実行計画と整合を図り、基準年度は 2013 年度とします。

基準年度：2013 年度

温室効果ガス排出量の算定方法

ガス種類別の温室効果ガス排出量は、該当する活動区分について、温対法施行令第 3 条に基づき、原則として「活動量」に「排出係数」を乗じて算定します。

また、温室効果ガス総排出量は、上記で得られた排出量に「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

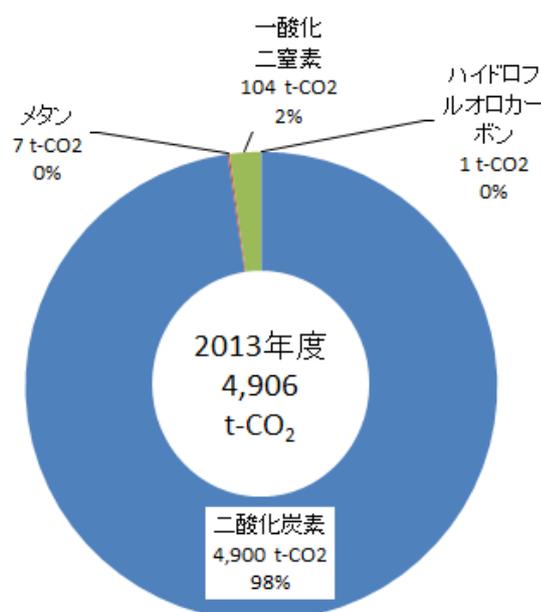
基準年度における温室効果ガス排出状況

■ 温室効果ガス総排出量

基準年度（2013 年度）における町の事務事業からの温室効果ガスの総排出量は、4,906 t-CO₂ です。

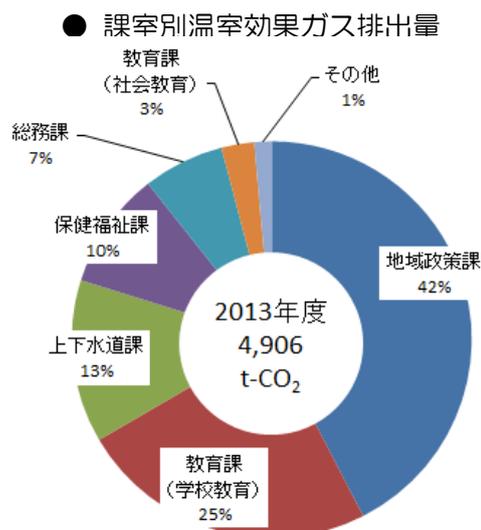
温室効果ガス種別では、二酸化炭素（CO₂）が総排出量の約 98% を占めています。

● 基準年度における温室効果ガス総排出量



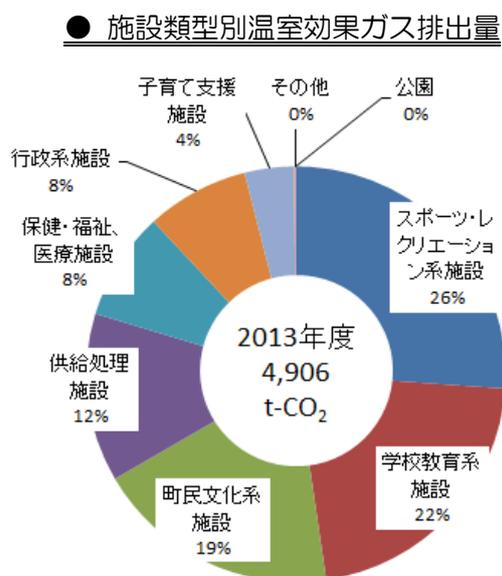
■ 課室別温室効果ガス排出量

基準年度（2013年度）における課室別の温室効果ガス排出量は、「地域政策課」が最も多く全体の42%を占め、次いで「教育課（学校教育）」25%、「上下水道課」13%などとなっています。



■ 施設類型別温室効果ガス排出量

施設類型別の温室効果ガス総排出量は、「スポーツ・レクリエーション系施設」が最も多く全体の26%を占め、次いで「学校教育系施設」22%、「町民文化系施設」19%などとなっています。



● （参考）施設類型に含まれる主な施設

類型	主な施設
町民文化系施設	公民館、コンベンションホール
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、観光施設
学校教育系施設	小学校、中学校
子育て支援施設	幼稚園、保育所、学童保育
行政系施設	庁舎
保健・福祉、医療施設	保健施設、高齢者福祉施設、診療所
公園・防犯灯・街路灯	公園、防犯灯、街路灯
供給処理施設	上水道、下水道、農業集落排水施設
その他	霊園、公衆トイレなど

3

温室効果ガスの排出削減目標

「実行計画（事務事業編）」の計画目標年度までの温室効果ガス排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画における中期目標年度（2030年度）までの温室効果ガス排出量の削減目標と整合を図り、以下のとおりとします。

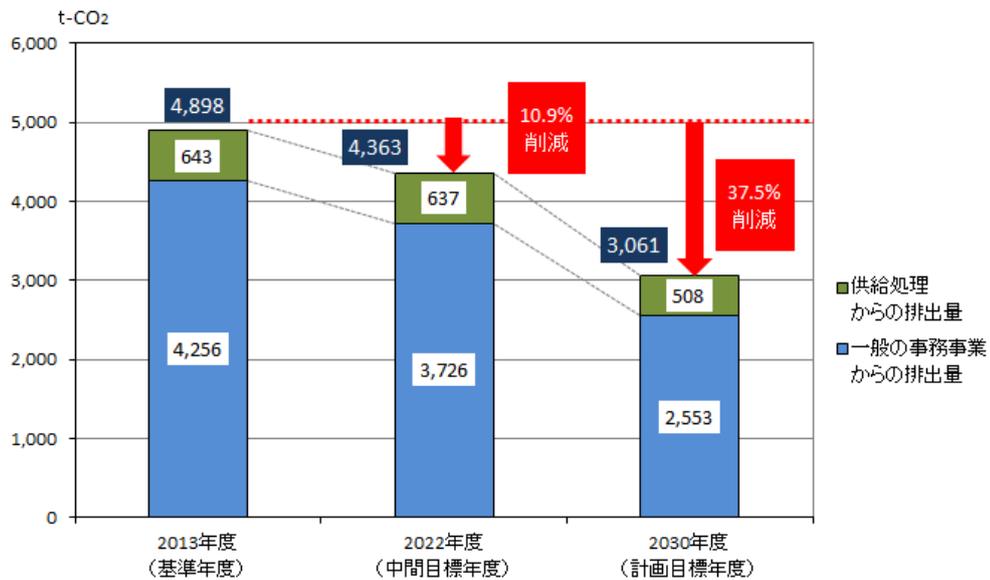
中間目標

2022年度までに、2013年度比で約11%削減

計画目標

2030年度までに、2013年度比で約38%削減

● 温室効果ガスの排出削減目標



単位：t-CO₂

項目	2013年度 (基準年度)	2022年度 (中間目標年度)	2030年度 (計画目標年度)
一般の事務事業からの排出量	4,256	3,726	2,553
供給処理からの排出量	643	637	508
総排出量	4,898	4,363	3,061

4

削減目標達成に向けた取り組み

削減目標達成に向けた5つの取り組み

「実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、私たち東吾妻町職員は、以下の取り組みを実行することを宣言します。

職員全員が省エネに配慮した行動を実践します。

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に環境に配慮した行動を心掛け、事務事業における省エネ行動に努めます。

● 職員の省エネ行動の取り組み事例

項目	取組内容の一例
空調	<ul style="list-style-type: none"> 空調設定温度・湿度の適正化 使用されていない部屋の空調停止
照明	<ul style="list-style-type: none"> 照明を利用していない場所の消灯 照明を利用していない時間帯の消灯
OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> OA 機器の休日、夜間の通電停止
公用車	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブの実施
上水	<ul style="list-style-type: none"> 節水の実施
紙利用	<ul style="list-style-type: none"> コピー・印刷枚数の削減 庁内 LAN 活用によるペーパーレス化の実施

設置されている設備機器を効率よく運用します。

施設管理者等は、施設単位での確実な省エネ及び温室効果ガス削減を実現するため、管理・点検業者等と連携して定期的な保守・管理を実行するとともに、「省エネ運用マニュアル」に基づき、設備機器の効率的な運用に努めます。

● 設備機器の保守・管理の取り組み事例

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> 冷却水の水質管理 冷却塔充てん剤の補充 冷却塔熱交換器のスケール除去
空調	<ul style="list-style-type: none"> 温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填
照明	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具等の清掃 照明器具の定期的な保守及び点検

● 設備機器の運用改善の取り組み事例

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> 冷温水出口温度の適正化 熱源機の停止時間の電源遮断
空調	<ul style="list-style-type: none"> 空調機設備、熱源機の起動時刻の適正化 空調設定温度、湿度の適正化 全熱交換機（ロスナイ換気）の活用
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> 給湯温度の適正化
照明	<ul style="list-style-type: none"> 点灯時間の適正化
その他	<ul style="list-style-type: none"> 排出係数の低い電気事業者との受電契約 省エネ診断やCO₂削減診断等の受診による運用改善 エコチューニングの活用による運用改善

設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します。

設備機器等の更新については、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」に基づき、地域における重要度、劣化の状況、費用対効果などを勘案し、適正な更新時期に行うとともに、設備機器の選定にあたっては、環境省のL2-Tech 認証制度により認定された設備機器を導入するなど、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備機器等の優先的な導入に努めます。

● 設備機器の更新の取り組み事例

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> 業務用コージェネレーションなど、エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ポンプ台数制御システムの導入
空調	<ul style="list-style-type: none"> 空調対象範囲の細分化 エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー損失の少ない変圧器への更新 デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	<ul style="list-style-type: none"> 照明対象範囲の細分化 LED 照明など高効率ランプへの更新
建物	<ul style="list-style-type: none"> 高断熱ガラス・二重サッシの導入 屋上緑化、壁面緑化の推進
公用車	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の電気自動車、燃料電池自動車の導入

物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選択します。

国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適合した物品や低公害車等の調達を進めるほか、エネルギーの調達については、温室効果ガスの排出量が少ない電力を調達するなど、環境に配慮した物品、エネルギーの優先的な導入に努めます。

再生可能エネルギーを活用します。

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。

管理事務局の取り組み

管理事務局は、削減目標やその取組の進行管理を図り、関係各所が円滑、かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように支援します。

項目	取組内容の一例
意識啓発・高揚	<ul style="list-style-type: none">・「実行計画（事務事業編）」等の周知徹底・職員の地球温暖化対策への意識の啓発及び高揚
情報収集 情報提供	<ul style="list-style-type: none">・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供・省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報収集及び情報提供・ESCO事業やエコチューニング等に関する情報収集及び情報提供
進行管理	<ul style="list-style-type: none">・各施設等のエネルギーデータに基づいて温室効果ガス排出量の算定、各種報告・各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援
情報公開	<ul style="list-style-type: none">・毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表



削減目標達成までのロードマップ

取組方針・取組内容	2022年度(中間目標年度)までの取組	2030年度(計画目標年度)までの取組
<p>●職員全員が省エネ行動を実践します。</p> <p>・省エネ行動の実践</p>	<p>東吾妻町カーボン・マネジメントシステムの周知・徹底</p> <p>取組の継続的实践</p>	
<p>●設置されている設備機器を効率よく運用します。</p> <p>・設備機器の保守・管理の実施</p> <p>・設備機器の運用改善の実施</p> <p>・エコチューニングの実践</p>	<p>施設管理標準の作成</p> <p>取組の継続的实践</p> <p>取組の継続的实践</p> <p>導入検討 → 試験運用</p>	<p>本格的運用</p>
<p>●設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します。</p> <p>・設備機器の更新</p> <p>・デマンド制御の導入</p> <p>・公共施設配置の見直し</p>	<p>更新計画の策定</p> <p>設備機器の更新</p> <p>更新計画の策定</p> <p>導入検討 → 設備機器の更新</p> <p>公共施設配置方針の検討</p> <p>配置の最適化</p>	
<p>●物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選択します。</p> <p>・排出係数の低い電力の調達</p>	<p>取組の継続的实践</p>	
<p>●再生可能エネルギーを活用します。</p> <p>・再生可能エネルギーの導入</p>	<p>導入計画の策定</p> <p>再生可能エネルギー設備の導入</p>	
削減目標	約11%減	約38%減

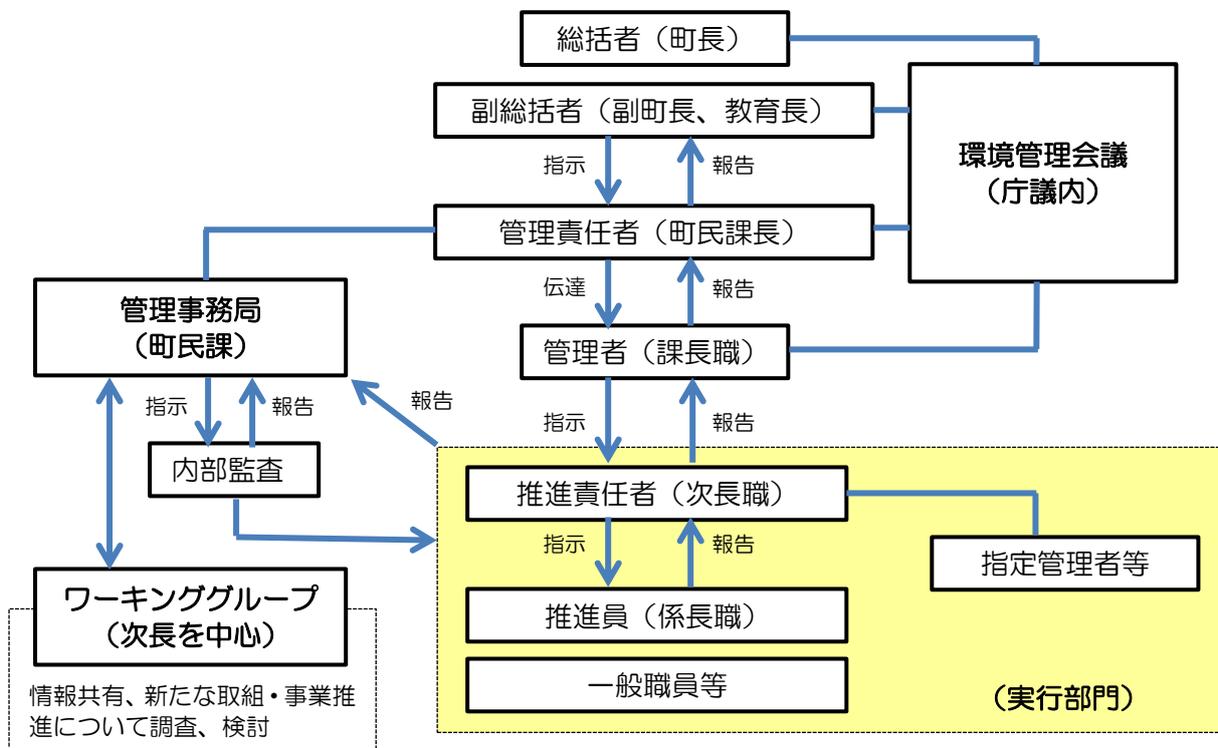
5

計画の推進

本町では、実行計画（事務事業編）の取組を推進していくため、「東吾妻町カーボンマネジメントシステム」を構築し、その推進体制の整備と取組の進行管理を実施していきます。

推進体制

「実行計画（事務事業編）」は、次の体制で実施します。



「総括者」である町長のもと、副町長、教育長を副総括者とした『東吾妻町環境管理会議』（以下、『環境管理会議』という。）を庁議内に設置して、取り組みを推進していきます。

『環境管理会議』は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取り組みや施策の調整と進捗管理を行い、「総括者」に報告します。「総括者」はそれらの結果を総括し、更なる取り組みへとつなげていきます。

また、「管理事務局」は、各課施設の温室効果ガス排出量や取り組み結果をとりまとめ、年次の取り組み結果を公表していきます。

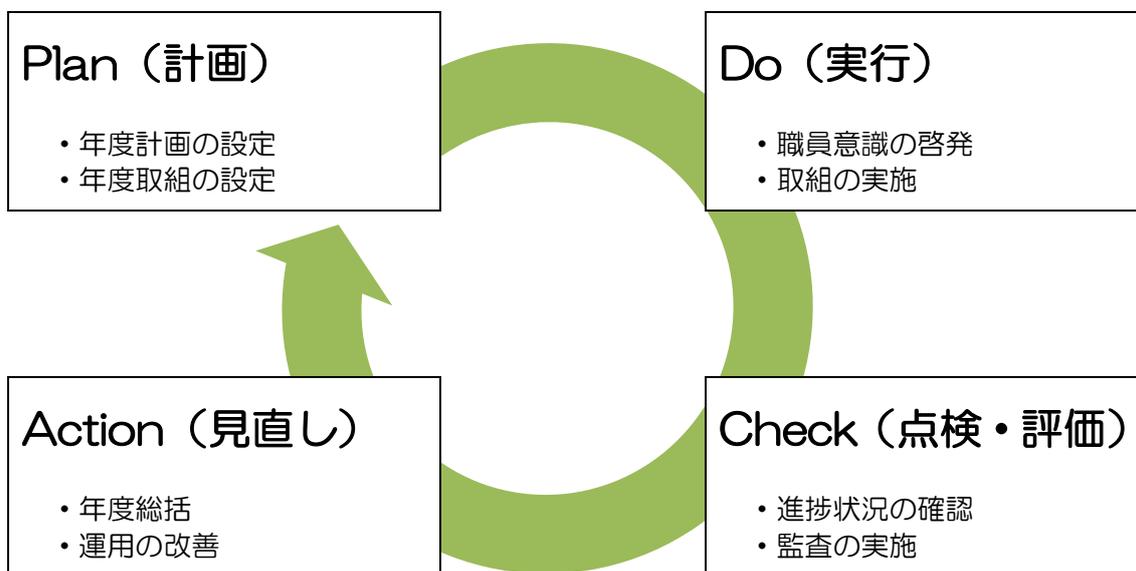
さらに、次長を中心としたワーキンググループを設置し、設備機器の効率的な運用、省エネ性能の高い施設・設備への計画的な更新の調査・検討を進めます。



進行管理

「実行計画（事務事業編）」を着実に推進し、実効性のあるものとするため、「東吾妻町カーボンマネジメントシステム」に基づき、次のとおり、PDCA サイクルにより年度の取組の進行管理を行います。

また、実行計画そのものについても、計画期間中の実施状況を確認・評価し、数値目標の変更や取組に改善が必要な場合は、計画内容の見直しを行う等、PDCAに基づき推進してきます。



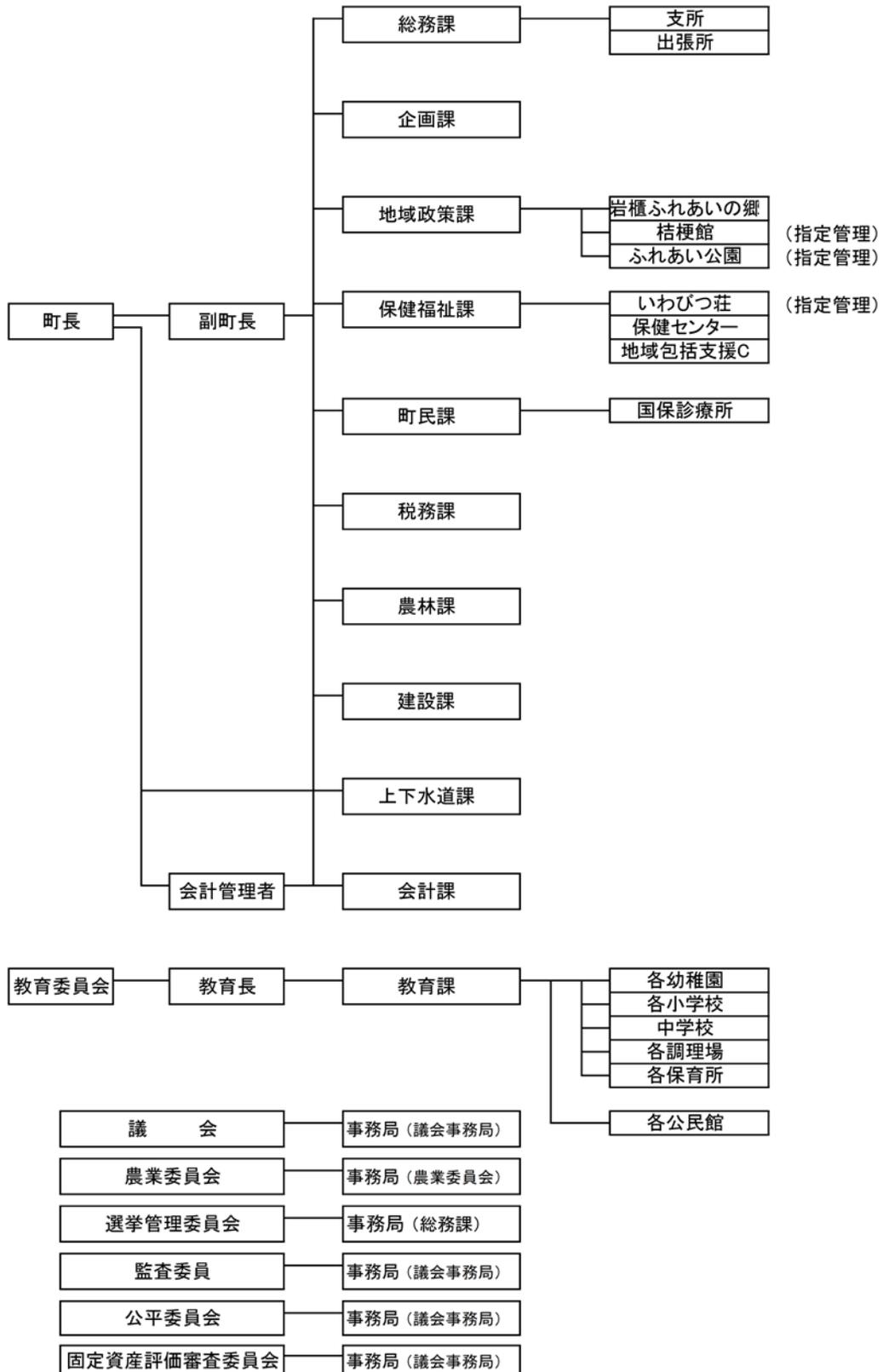
進捗状況の公表

「実行計画（事務事業編）」の進捗状況は、毎年、町のホームページおよび「広報ひがしあがつま」にて町民等に広く公表します。



(参考資料) 対象組織一覧表

平成 30 年 1 月 31 日現在





(参考資料) 対象施設一覧表

平成 30 年 1 月 31 日現在

番号	施設名称	施設所管課		施設区分	延床面積* (㎡)
1	役場庁舎	町長部局	総務課	行政系施設	2,149
2	東吾妻町東公民館 (東吾妻町農村環境改善センター)	町長部局	総務課	行政系施設	1,085
3	地域振興センター(旧岩島中学校)	町長部局	総務課	行政系施設	4,449
4	旧太田中学校	町長部局	総務課	行政系施設	4,329
5	厚田簡易局	町長部局	総務課	行政系施設	—
6	東支所	町長部局	総務課	行政系施設	1,851
7	1-1 消防器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	92
8	1-2 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	46
9	2-1 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	—
10	2-2 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	67
11	3-1 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	88
12	3-2 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	83
13	4-1 器具置置場(大戸)	町長部局	総務課	行政系施設	61
14	4-1 器具置置場(大柏木)	町長部局	総務課	行政系施設	67
15	4-2 器具置置場(本宿)	町長部局	総務課	行政系施設	—
16	4-2 器具置置場(須賀尾)	町長部局	総務課	行政系施設	53
17	4-3 器具置置場(萩生)	町長部局	総務課	行政系施設	67
18	5-1 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	55
19	5-2 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	70
20	5-3 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	77
21	6-1 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	76
22	6-2 器具置置場	町長部局	総務課	行政系施設	59
23	原町駅トイレ	町長部局	企画課	その他	26
24	郷原駅トイレ	町長部局	企画課	その他	22
25	矢倉駅トイレ	町長部局	企画課	その他	8
26	岩島駅トイレ	町長部局	企画課	その他	21
27	岩島駅駐輪場	町長部局	企画課	その他	36
28	萩生観光トイレ	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	42
29	温川キャンプ場	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	334
30	あづま森林公園キャンプ場	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	671
31	平高農村公園	町長部局	地域政策課	公園	—
32	おかのぼり公園	町長部局	地域政策課	公園	42
33	あづま親水公園	町長部局	地域政策課	公園	15
34	東吾妻町コミュニティ広場	町長部局	地域政策課	公園	28
35	駅北一号街区公園	町長部局	地域政策課	公園	4
36	駅北二号街区公園	町長部局	地域政策課	公園	5
37	駅北三号街区公園	町長部局	地域政策課	公園	5
38	原町天神山公園	町長部局	地域政策課	公園	—
39	新巻農村公園	町長部局	地域政策課	公園	2

※ 敷地内に築造されている建築物の延床面積

番号	施設名称	施設所管課		施設区分	延床面積* (㎡)
40	岩久保団地上公園	町長部局	地域政策課	公園	—
41	溪谷パーキング	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	30
42	十二沢パーキング	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	34
43	熊の茶屋トイレ	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	—
44	ほたるトイレ	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	5
45	岩櫃ふれあいの郷	町長部局	地域政策課	町民文化系施設	5,692
46	桔梗館	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	637
47	天狗の湯	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	580
48	道の駅あがつま峡（便益施設）	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	313
49	平沢登山口観光案内所	町長部局	地域政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	85
50	東吾妻町保健センター	町長部局	保健福祉課	保健・福祉、医療施設	350
51	社会福祉協議会（本所）	町長部局	保健福祉課	保健・福祉、医療施設	191
52	社会福祉協議会（東支所）	町長部局	保健福祉課	保健・福祉、医療施設	—
53	川戸太鼓保管庫	町長部局	保健福祉課	保健・福祉、医療施設	—
54	東吾妻町すこやかセンター福寿草	町長部局	保健福祉課	保健・福祉、医療施設	335
55	東吾妻町立特別養護老人ホーム いわびつ荘	町長部局	保健福祉課	保健・福祉、医療施設	2,209
56	ひがしあがつま福祉作業所	町長部局	保健福祉課	保健・福祉、医療施設	306
57	あがつま共同霊園	町長部局	町民課	その他	—
58	あづま共同霊園	町長部局	町民課	その他	—
59	東吾妻町国民健康保健診療所	町長部局	町民課	保健・福祉、医療施設	407
60	いわびつ体験農園	町長部局	農林課	スポーツ・レクリエーション系施設	54
61	グレーダー倉庫	町長部局	建設課	その他	111
62	東吾妻町林業総合センター （現上下水道課庁舎）	町長部局	上下水道課	行政系施設	320
63	水源	町長部局	上下水道課	供給処理施設	—
64	配水池	町長部局	上下水道課	供給処理施設	—
65	吾妻浄化センター	町長部局	上下水道課	供給処理施設	808
66	箱島・岡崎汚水処理施設	町長部局	上下水道課	供給処理施設	358
67	岩下矢倉地区排水処理場	町長部局	上下水道課	供給処理施設	335
68	あづま保育所	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	358
69	原町保育所	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	814
70	岩島保育所	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	419
71	大戸保育所	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	354
72	さかうえ児童クラブ	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	291
73	東幼稚園	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	624
74	太田幼稚園	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	760
75	原町幼稚園	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	891
76	岩島幼稚園	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	739
77	坂上幼稚園	教育委員会	教育課（学校教育）	子育て支援施設	828
78	東小学校	教育委員会	教育課（学校教育）	学校教育系施設	4,260
79	太田小学校	教育委員会	教育課（学校教育）	学校教育系施設	3,884
80	原町小学校	教育委員会	教育課（学校教育）	学校教育系施設	6,206
81	岩島小学校	教育委員会	教育課（学校教育）	学校教育系施設	5,756
82	坂上小学校	教育委員会	教育課（学校教育）	学校教育系施設	4,933

※ 敷地内に築造されている建築物の延床面積

番号	施設名称	施設所管課		施設区分	延床面積※ (㎡)
83	東吾妻中学校	教育委員会	教育課(学校教育)	学校教育系施設	6,663
84	学校給食センター	教育委員会	教育課(学校教育)	学校教育系施設	1,384
85	東吾妻町太田公民館	教育委員会	教育課(社会教育)	町民文化系施設	441
86	東吾妻町中央公民館	教育委員会	教育課(社会教育)	町民文化系施設	1,309
87	東吾妻町岩島公民館(麻の里会館)	教育委員会	教育課(社会教育)	町民文化系施設	477
88	東吾妻町坂上公民館	教育委員会	教育課(社会教育)	町民文化系施設	552
89	岡崎社会体育館	教育委員会	教育課(社会教育)	スポーツ・レクリエーション系施設	676
90	東総合運動場	教育委員会	教育課(社会教育)	スポーツ・レクリエーション系施設	115
91	奥田社会体育館	教育委員会	教育課(社会教育)	スポーツ・レクリエーション系施設	1,113
92	東吾妻町町民体育館	教育委員会	教育課(社会教育)	スポーツ・レクリエーション系施設	3,093
93	東吾妻スポーツ広場	教育委員会	教育課(社会教育)	スポーツ・レクリエーション系施設	—

※ 敷地内に築造されている建築物の延床面積

東吾妻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成 30 年 6 月

発行 群馬県吾妻郡東吾妻町

編集 東吾妻町町民課

〒377-0892

吾妻郡東吾妻町大字原 594 番地 3

TEL 0279-68-2111

東吾妻町 HP

<http://www1.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/index.html>
